



障害基礎年金のお知らせ

20歳以前、国民年金加入中、または60～65歳の間に、病気やケガが原因で、障害等級で定められている障害の状態になったときは、障害基礎年金を受けられる場合があります。

■受給要件について

障害基礎年金を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）が、20歳以前国民年金加入中、または60～65歳の間に、日本国内に在住していること（初診日が65歳以後の方、または、すでに老齢基礎年金を受給している方は対象外）
- ② ①の病気やケガによる障害の程度が、20歳に達したときまたは障害認定日（※1）に障害等級の1級または2級の状態にあること
- ③ 保険料の納付要件（※2）を満たしていること（初診日が20歳以前の場合、保険料の納付

要件は不要

※1 障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病の初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病が固定した場合はその日をいいます。なお、1年6か月以降に障害の状態が悪化し2級以上に該当した場合には、その時点から申請可能です（事後重症制度）

※2 保険料の納付要件とは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上であることです。ただし、初診日が平成28年3月31日以前のときは、この要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ納付要件を満たします

■障害等級と年金額

障害基礎年金を受けられる障害

■障害基礎年金の障害等級と年金額

障害等級	障害の程度	障害の例	年間の年金額（平成23年度）	
1級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活をほとんど自分の力ではおこなえない程度	体幹機能障害、視力障害、聴力障害、両上肢または両下肢の著しい障害、精神病（統合失調症・うつ病など）、自閉症、知的障害、その他	986,100円	障害基礎年金受給権者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、または1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときには、次の額が加算されます。 加算対象の子加算額 [1人目・2人目] 年額各227,000円 [3人目以降] 年額各75,600円 ※配偶者の障害を理由に児童扶養手当を申請した場合は、支給額をもとに、障害基礎年金の子加算が、児童扶養手当かを選択することができます。児童扶養手当制度について、詳しくは子育て支援課（☎51・3161）にお問い合わせください
2級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活に大きな制限を受ける程度	1級と同様の障害で1級ほど重くないもの、人工透析、音声、言語機能障害、そしゃく機能を欠くもの、平衡機能障害、その他	788,900円	

の程度（障害等級と年金額は左表のとおりです（身体障害者手帳などの基準とは異なります）。
また、精神病（統合失調症・うつ病など）、知的障害、自閉症なども申請対象となります。

問合先

国保年金課（☎51・2291）

■障害基礎年金などについての相談先

初診日に加入していた年金の種類など	相談先
障害基礎年金	市役所国保年金課（西館1階 ☎51・2291）
障害厚生年金	豊橋年金事務所（菰口町3丁目 ☎33・4113）
障害共済年金	各共済組合

■障害基礎年金などの相談について
障害基礎年金などについての相談先は、初診日に加入していた年金の種類によって異なります。また、相談の際には、障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた年月日（初診の医療機関に電話で問い合わせできます）を明らかにされているとスムーズに相談できます。障害者手帳などの交付を受けている方、年金手帳がお手元にある方は、それぞれの手帳をお持ちください。

情報ひろば

催しの開催期間中でも、施設の休館日などがあります。詳しくは問い合わせてください。

催し情報

楽しむ・学ぶ

 地区市民館PRポスターを
展示します

とき:3月5日(月)午前8時30分～16日(金)午後4時(土・日曜日を除く) **ところ:**市役所市民ギャラリー(東館1階) **内容:**地域の身近な生涯学習の拠点「地区市民館」の活動内容を見ることができます **問合せ先:**生涯学習課(☎51・2850)

 **水の展示館まつり**


とき:3月17日(土)午前10時～午後3時 **ところ:**水の展示館(西赤沢町字大坂万場調整池管理事務所内) **対象:**どなたでも(中学生以下は保護者同伴) **内容:**竹の水鉄砲による射的游戏、ポンポン船レース、水の実験コーナー、利き水大会「とよっすいを当てよう!」 **参加料:**無料 **申し込み:**不要 **問合せ先:**水の展示館イベント事務局(豊川市国府町桜田KOHBEビル コニックス棟内 ☎0533・87・6151 mizunotenjikan@conyx.co.jp)

 **豊橋素人歌舞伎保存会
定期公演**

とき:3月18日(日)午前11時開演 **ところ:**公会堂(八町通二丁目) **演目:**「寿しきさんばそう 新版歌祭文 野崎村の段」「三人吉三巴白浪 大川端庚申塚の場」「碁太平記白石噺 新吉原揚屋の場」 **観覧料:**無料 **申し込み:**不要 **問合せ先:**豊橋素人歌舞伎保存会(☎56・1138)、文化課(☎51・2873)

 **カブトムシ飼育親子教室**

とき:3月31日(土)午前9時30分～11時30分 **ところ:**青少年センター(牟呂町字東里) **対象:**市内在住の小学生以下と保護者 **内容:**シルバー会員の指導でカブトムシの飼育方法を学びます。幼虫ペアとエサマットを持ち帰れます **定員:**25組(申込順) **参加料:**無料(材料費700円必要) **申し込み:**3月16日(必着)までに返信先明記の往復はがきで住所、氏名(フリガナ)、生年月日、電話番号を豊橋市シルバー人材センター(〒441-8087牟呂町字東里42-2 ☎48・3301)

 **豊障連&さくらピア 3・11追悼セレモニー
障害者の防災を考える集い**

とき:3月11日(日)午後2時30分～4時30分 **ところ:**さくらピア(東新町) **内容:**災害時支援体験報告(保健所保健師)、アトラクション(自閉症パフォーマー「Yu & Kei」、手話ライブ「ウイング」)、東北産産所製品応援バザー物産展など **参加料:**無料 **申し込み:**不要 **問合せ先:**さくらピア(☎53・3153 53・3200)



「桜守」と巡る春爛漫、名桜物語

南信州地域は、樹齢300年以上の古桜をはじめ、樹形の美しい名桜が多く残されています。また、地域内の南北で高低差があるため、お花見シーズンが3月下旬から約1か月間続きます。1本咲きの見事な桜をじっくり眺めるのが、地元の人々の花見のスタイルです。開花情報など詳細は問い合わせください。

問合せ先 飯田市役所観光課(☎0265・22・4851 <http://www.city.aida.jp/sakurasaku/>)

問合せ先 南信州観光公社(☎0265・28・1747 <http://www.nst.jp/>)

旅を提供しています。ぜひ、お楽しみください。

■桜守の旅

南信州地域では「桜守」といわれる桜の案内人が、南信州地域の素晴らしい桜を多くの人たちに紹介し、守り育てています。名桜ツアー、夜桜バスツアー、和菓子とセットになったツアーなど、さまざま



おさひめ 長姫の江戸彼岸(安富桜)



くよとの枝垂れ桜